

1 第165回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

第165回国会（臨時会）は、小泉内閣が退陣することを受けて、平成18年（2006年）9月26日に召集された（開会式は9月28日）。国会の会期は当初12月15日までの81日間と議決されたが、12月15日に同月19日まで4日間延長することが議決され、最終的な会期は計85日間となった。

(院の構成)

9月28日の本会議で、全常任委員長の選挙（議長指名）及び災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODAの5特別委員会の設置が行われた（委員長は同日の各委員会で選任）。

また、11月17日の本会議において、教育基本法案を審査するため、教育基本法に関する特別委員会が設置された（委員長は22日の委員会で選任）。

(内閣総理大臣の指名)

9月26日、小泉内閣の総辞職を受けて、両院の本会議で内閣総理大臣の指名が行われ、記名投票の結果、両院で投票の過半数を得た衆議院議員安倍晋三君（自由民主党）が第90代（歴代57人目）の内閣総理大臣に指名された。同日、新内閣の組閣が行われ、安倍内閣が発足した。

(所信表明演説等)

9月29日、両院の本会議で安倍内閣総理大臣が就任後初の所信表明演説を行った。安倍内閣総理大臣は、活力とチャンスと優しさに満ちあふれ、自律の精神を大事にする、世界に開かれた「美しい国、日本」を目指した国づくりを行うとし、そのための諸施策について基本的な方針を述べた。これに対する代表質問は、衆議院で10月2日及び3日、参議院で3日及び4日に行われた。

その後、衆参の予算委員会は、5日、6日、10日に衆議院、11日、12日、13日に参議院で、いずれも安倍内閣総理大臣が出席して開かれた。

(党首討論)

国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）が、10月18日、11月8日の2回開かれ、小沢民主党代表が安倍内閣総理大臣と討議を行った。

(議案審議の概況)

前国会に衆議院で継続審査となっていた内閣提出法律案のうち、教育基本法案（第164回国会閣法第89号）、防衛庁を省に移行させる防衛庁設置法等改正案（第164回国会閣法第91号）等が成立した。共謀罪新設等を定める犯罪国際化等対処のための刑法等改正案（第163回国会閣法第22号）及び少年法等改正案（第164回国会閣法第44号）

は、衆議院で再び継続審査となった。社会保険庁改革関連法案（第164回国会閣法第7号・第78号）は、審議未了、廃案となった。

今国会に内閣から提出されたテロ対策特別措置法改正案（閣法第1号）等の12の法律案は、すべてが成立した。

議員立法は、ドミニカ移住者特別一時金支給法案（参第1号）、入札談合等防止法改正案（第164回国会衆第7号）等が成立した。憲法改正手続等を整備する国民投票法案は、自民・公明案（第164回国会衆第30号）及び民主案（第164回国会衆第31号）の両案について、衆議院の憲法特別委員会で小委員会を設置し審査が続けられたが、同院で再び継続審査となった。

2 決算

11月21日、平成十七年度決算及び国有財産関係2件が国会に提出された。秋の臨時会における前年度決算の提出は、参議院が決算の早期審査のため内閣に要請した結果、平成16年11月に初めて実現したものだが、今回は2度目の早期提出となった（17年は同時期に国会が召集されていなかったため、平成十六年度決算は翌18年の常会に提出）。

11月24日、参議院本会議において、平成十七年度決算の概要について尾身財務大臣から報告があった後、安倍内閣総理大臣等に対し質疑を行った。同日、決算委員会において平成十七年度決算外2件の概要説明を聴取した。

12月4日、決算委員会に安倍内閣総理大臣以下全大臣が出席し、平成十七年度決算外2件について全般質疑を行った。

3 法律案等

（1）教育基本法案

前国会では、政府から現行の教育基本法を全部改正する「教育基本法案」（第164回国会閣法第89号、以下「政府案」）、民主から現行教育基本法を廃止し新法を制定する「日本国教育基本法案」（第164回国会衆第28号）がそれぞれ衆議院に提出され、両案について同院教育基本特別委員会で審査を行ったが、両案ともに同院で継続審査となっていた。

今国会に入り、衆議院では教育基本特別委員会において質疑を続けた後、11月15日に政府案を可決、翌16日の本会議で可決し、政府案は参議院に送付された。民主提案の日本国教育基本法案については、12月13日の特別委員会において、安倍内閣総理大臣が出席してタウンミーティング等についての集中審議を行った後、議決を要しないものと決定した。

参議院では、11月17日の本会議で政府案の趣旨説明及び質疑を行った。また、同日、民主から、衆議院で提出された同名の法律案と内容をほぼ同じくする「日本国教育基

本法案」(参第4号、以下「民主案」)及び同法案を具体化する関連法律案2案(参第5号、参第6号)が提出された。

政府案及び民主案3案は教育基本特別委員会に付託され、11月22日の委員会で4案の趣旨説明を聴取し、安倍内閣総理大臣が出席して質疑を行った。その後委員会では、政府及び発議者に対する質疑を11月24日、27日、28日、29日、30日、12月5日、7日、13日に行い、このうち11月30日に安倍内閣総理大臣が出席してタウンミーティング問題、いじめ問題、未履修問題及び教育委員会制度についての集中審議、12月7日午後にいじめ問題等についての集中審議を行った。この間、12月1日、7日、11日に参考人質疑、12日には公聴会を行った。また、12月4日に新潟市、長野市、神戸市及び徳島市、同月6日に甲府市及び静岡市の計6都市に委員を派遣して地方公聴会を行った。委員会では、12月14日午前安倍内閣総理大臣が出席して質疑を行い、同日午後質疑を行った後、政府案を可決した。

政府案が上程される参議院本会議は翌12月15日午前開議予定であったが、同日午前、衆議院で、教育基本法案の衆参での審議等をめぐって民主、共産、社民、国民の共同提案で安倍内閣不信任決議案が提出された。午後開かれた衆議院本会議では、国会の会期を12月19日まで4日間延長することを記名投票により可決した後、内閣不信任決議案を記名投票により否決した。

この後開会した参議院本会議で、まず、同日午後民主、共産、社民、国民の共同提案で提出された文部科学大臣伊吹文明君問責決議案を記名投票により否決し、次いで委員会審査を終了した各議案の採決等を行った。教育基本法案(政府案)は、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成131(自民、公明)、反対99(民主、共産、社民、国民ほか)にて可決、成立した。

(2) テロ対策特別措置法改正案(法の1年延長)

テロ対策特別措置法は、平成13年9月11日に米国で発生したテロ攻撃によってもたらされている脅威の除去に努める諸外国の軍隊等の活動に対して自衛隊の部隊等が実施する協力支援活動等の措置を定めたものである。これまで、同法に基づき、海上自衛隊の補給艦等がインド洋に派遣され、各国艦艇に対する給油支援等が行われてきた。同法は平成13年11月の施行後2年で効力を失う限時法であったが、2度の法改正によりその期限が平成18年11月1日までに延長されていた。

テロ対策特別措置法改正案(閣法第1号)は、アルカイダやその影響を受けた細胞等の関与が疑われるテロ事件が世界各地で発生している中で、我が国が引き続き国際的なテロの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与するため、法の期限を更に1年延長するというものである。改正案は10月6日に衆議院に提出され、13日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、19日のイラク支援特別委員会で可決した後、同日の本会議で可決、参議院に送付された。

参議院では、10月23日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った。外交防衛委員会では翌24日に趣旨説明を聴取し、26日に質疑を行った後可決した。翌27日の本会議で改正

案は可決、成立した。

(3) 防衛庁設置法等改正案（防衛庁の省移行関連法案）

防衛庁設置法等改正案（第164回国会閣法第91号）は、「防衛庁」を「防衛省」とするため所要の規定を整備するとともに、周辺事態における後方地域支援、国際平和協力業務等を自衛隊の本来任務として位置付けるものである。改正案は前国会に衆議院に提出されたが、審議を行うことなく同院で継続審査となっていた。

今国会に入り、衆議院では、10月27日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、11月30日の安全保障委員会で可決した後、同日の本会議で可決、参議院に送付された。

参議院では、12月6日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った。外交防衛委員会では翌7日に趣旨説明の聴取及び質疑、12日午前に参加人質疑、同日午後、14日に質疑を行った後可決し、附帯決議を行った。翌15日の本会議で改正案は可決、成立した。

(4) 道州制特区推進法案

道州制特区推進法案（第164回国会閣法第90号）は、将来の道州制導入の検討に資するため、道州制特別区域の設定、道州制特別区域基本方針の策定、道州制特別区域計画の作成及び道州制特別区域で適用される法令の特例措置等について定めるものである。法案は前国会に衆議院に提出されたが、同院内閣委員会で趣旨説明を聴取した後、同院で継続審査となっていた。

今国会に入り、衆議院では、11月22日の内閣委員会で可決した後、28日の本会議で可決、参議院に送付された。

参議院では、11月29日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った。内閣委員会では翌30日に趣旨説明を聴取し、同日と12月5日に質疑、7日に参加人質疑、12日に質疑を行った後可決した。翌13日の本会議で法案は可決、成立した。

(5) 地方分権改革推進法案

平成7年制定の地方分権推進法に基づき設置された地方分権推進委員会は数次にわたる勧告を行い、これを受けて作成された地方分権推進計画を踏まえ、平成11年の地方分権一括法制定により機関委任事務制度の廃止等が実現したほか、13年6月の同委員会の最終報告で次の段階の改革の課題とされた地方税財源の充実確保に関連して「三位一体改革」が進められてきた。

地方分権改革推進法案（閣法第9号）は、三位一体改革後の新たな地方分権改革の動きの中で、7月7日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に「地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進める」ことが明記されたことを受け、法令見直しに向けた推進体制等を整備するために提出されたものであり、地方分権改革の推進に関する基本理念、基本方針、地方分権改革推進計画の作成、地方分権改革推進委員会の設置等について定めるものである。法案は10月27日に衆議院に提出され、11月2日の本会議で趣旨説

明及び質疑を行い、28日の総務委員会で修正議決した後、同日の本会議で委員長報告のとおり修正議決し、参議院に送付された。

参議院では、総務委員会で11月30日に趣旨説明を聴取し、12月5日に質疑、6日に参考人質疑を行い、7日に質疑を行った後可決し、附帯決議を行った。翌8日の本会議で法案は可決、成立した。

(6) 信託法案

信託法案(第164回国会閣法第83号)及び信託法整備法案(第164回国会閣法第84号)は、最近の社会経済の発展に的確に対応した信託法制を整備する観点から、受託者の義務、受益者の権利等に関する規定を整備するとともに、信託の類型の多様化を図ること等を内容とするものである。両案は前国会に衆議院に提出されたが、審議を行うことなく継続審査となっていた。

今国会に入り、衆議院では、11月14日の法務委員会で信託法案を修正議決、整備法案を可決した。16日の本会議で、委員長報告のとおり信託法案を修正議決、整備法案を可決し、両案は参議院に送付された。

参議院では、11月22日の本会議で信託法案の趣旨説明及び質疑を行った。法務委員会では28日に両案の趣旨説明を聴取し、30日に質疑、12月5日に参考人質疑、6日に財政金融委員会との連合審査会、7日に質疑を行った後可決し、両案について附帯決議を行った。翌8日の本会議で両案は可決、成立した。

(7) 貸金業規制法等改正案

貸金業規制法等改正案(閣法第10号)は、多重債務問題が大きな社会問題となっている状況を踏まえ、貸金業の適正化、過剰貸付けに係る規制及び出資法の上限金利の引下げ等の措置を講じようとするものである。改正案は10月31日に衆議院に提出され、11月7日の同院本会議で趣旨説明及び質疑を行い、29日の財政金融委員会で可決した後、翌30日の本会議で可決、参議院に送付された。

参議院では、12月1日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、財政金融委員会で趣旨説明を聴取した。委員会では5日、7日午前に質疑、同日午後に参考人質疑、8日にさいたま市に委員を派遣して地方公聴会、12日に質疑を行った後可決し、附帯決議を行った。翌13日の本会議で改正案は可決、成立した。

(8) ドミニカ移住者特別一時金支給法案

ドミニカ移住者特別一時金支給法案(参第1号)は、昭和31年から34年までの間に国が企画立案を行って実施されたドミニカ共和国への移住事業において移住者に多大な労苦をかけたことについて国として率直に反省し、また、移住者の努力に報い、かつ、移住者が我が国とドミニカ共和国との友好関係の発展に寄与してきたことに敬意を表するとともに引き続き両国の良好な関係の発展に資するよう、移住者に特別一時金を支給すること等を内容とするものである。

参議院外交防衛委員会では、11月7日、法律案の草案について提案者から説明を聴取し、国会法第57条の3の規定により麻生外務大臣から内閣の意見を聴取した後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。翌8日の本会議では、外交防衛委員長から法案の趣旨説明があった後可決、衆議院に送付された。

衆議院では、法案は11月10日の外務委員会で可決、14日の本会議で可決、成立した。

(9) 北朝鮮のミサイル発射及び核実験

(ミサイル発射への対応)

第164回国会閉会后、7月5日未明より北朝鮮からテポドン2号を含む弾道ミサイルが発射されたことを受け、同日午後急遽、外交防衛委員会理事会が開会され、麻生外務大臣及び額賀防衛庁長官から報告を聴取した後、質疑を行った。

(核実験に抗議する本会議決議)

10月9日に北朝鮮が核実験を実施した旨の発表を行ったことを受け、11日の参議院本会議で「北朝鮮の核実験に抗議し、すべての核兵器及び核計画の放棄を求める決議案」が全会一致をもって可決された。決議は、北朝鮮による核開発が「我が国を含む北東アジア地域全体の平和と安全に対する直接の脅威であると同時に、国際社会全体の平和と安全に対する重大な挑戦である」とし、唯一の被爆国として「北朝鮮の核実験に嚴重に抗議し、断固として非難し、北朝鮮が直ちにすべての核兵器及び核計画を放棄することを強く求める」とした。衆議院本会議でもその前日の10日にほぼ同様の決議案が可決された。

(対北朝鮮措置に係る国会承認案件)

今国会では、北朝鮮のミサイル発射及び核実験に対して政府が採った措置についての承認案件も審議された。政府は、まずミサイル発射当日の7月5日、特定船舶入港禁止特別措置法に基づき、北朝鮮船籍の貨客船「万景峰92号」の6箇月間入港禁止を持ち回り閣議で決定した。同船の入港禁止の実施に関する承認案件（閣承認第1号）は、第165回国会召集後の10月13日に衆議院に提出され、19日に同院で承認し参議院に送付された。参議院では11月2日に国土交通委員会で質疑を行った後承認、8日の本会議で承認した。

また、10月9日の核実験声明に対して、政府は、13日の閣議で、日本独自の追加制裁として、入港禁止を北朝鮮船籍のすべての船舶に拡大するとともに、北朝鮮からのすべての貨物の輸入を禁止する「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」を決定した。これに伴い、27日、北朝鮮船籍のすべての船舶の入港禁止の実施に関する承認案件（閣承認第2号）及び北朝鮮からの輸入禁止措置に関連する承認案件（閣承認第3号）が衆議院に提出された。閣承認第2号は、12月8日に衆議院で承認し参議院に送付され、参議院では14日に国土交通委員会で質疑を行った後承認、15日の本会議で承認した。閣承認第3号は、12月5日に衆議院で承認し参議院に送付され、参議院では12日に経済産業委員会で質疑を行った後承認、13日の本会議で承認した。

4 参議院改革の動き等

(1) 参議院改革協議会

10月26日、参議院改革協議会が開会され、参議院議員選挙の定数較差問題に関する同月4日の最高裁判所大法廷判決の概要について事務局から説明を聴取した後、参議院選挙制度の抜本的改革についての協議の進め方について意見交換を行った。

(2) 平成18年度ODA調査派遣

平成18年度の参議院政府開発援助（ODA）調査派遣は、参議院改革の一環としてODA経費の効率的運用に資することを目的として、平成16、17年度に引き続き実施された。今年度は、7月から8月にかけて、北東アジア、東南アジア、中央アジア、アフリカの4地域に4班の議員団が派遣された。

10月23日、各派遣議員団から「第3回参議院政府開発援助（ODA）調査派遣報告書」が議院運営委員会に提出された。

なお、10月25日、ODA特別委員会で、参議院政府開発援助調査に関する件について、平成18年度参議院政府開発援助調査派遣団参加議員から意見を聴取した後、意見の交換を行った。

(3) 中国全人代との定期交流メカニズム創設

扇参議院議長一行は、中華人民共和国全国人民代表大会（全人代）の呉邦国常務委員会委員長の招待により、10月15日から17日まで同国を公式訪問した。10月16日、扇議長と呉委員長は北京の人民大会堂で会談を行い、参議院と全人代との定期交流メカニズム創設に関する覚書に署名した。覚書では、双方が二国間関係、国際問題や地域問題、国際社会における両国の役割と協力等に関して意見交換を行う定期議員会議を実施し、1年に1回両国交互に会合を開催するものとした。